に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第六十三条　第四十四条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）」とあるのは「若しくは第六号又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号（ホを除く。）、第五号若しくは第六号」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の地位の承継の届出）

第六十四条　第四十五条の規定は、法第三十六条において準用する法第十八条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第六十五条　第四十六条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条」とあるのは「第三十条」と、同号ニ⑵中「並びに第三十八条」とあるのは「、第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準用する法第十条第六項及び第七項」と、同号ニ⑶中「第三十九条」とあるのは「第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項」と、「命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ⑵中「又は第三十八条」とあるのは「、第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ⑹中「、法第三十九第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の認証等の報告）

第六十六条　第四十七条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号ニ」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第一項第三号ニ」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（登録外国認定機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第六十三条　第四十四条の規定は、登録外国認定機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）」とあるのは「若しくは第六号又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号（ホを除く。）、第五号若しくは第六号」と読み替えるものとする。

（登録外国認定機関の地位の承継の届出）

第六十四条　第四十五条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の四第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準）

第六十五条　第四十六条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三」とあるのは「第十九条の三」と、同号ニ⑵中「並びに第十九条」とあるのは「、第十九条並びに第十九条の五の規定、法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第六項及び第七項の規定並びに法第十九条の六第三項において準用する法第十九条」と、同号ニ⑶中「第十九条の二」とあるのは「第十九条の六第三項において準用する法第十九条の二」と、「命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びヘ⑵中「又は第十九条」とあるのは「、第十九条若しくは第十九条の五の規定、法第十九条の六第一項において準用する法第十九条第六項若しくは第七項の規定又は法第十九条の六第三項において準用する法第十九条」と、同号ヘ⑶中「、法第十九条の二の規定による命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第十九条の六第三項において準用する法第十九条の二の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

（登録外国認定機関の認定等の報告）

第六十六条　第四十七条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の五第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号ニ」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第一項第三号ニ」と、同条第五項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と読み替えるものとする。